

# 抗インフルエンザ薬の薬剤料等の推移について

保険局調査課  
(平成30年11月)

2013年4月から2018年3月調剤分(2013年5月から2018年4月審査分)の調剤レセプト(電算処理分)のデータを用いて、抗インフルエンザ薬の薬剤料等を集計した。また、薬剤料について、都道府県別、年齢階級別に集計した。本分析に関する詳細データについては、下記URLにて公表する。

([https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/database/zenpan/xls/cyouzai\\_doukou\\_topics\\_h30\\_11.xls](https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_h30_11.xls))

## 抗インフルエンザ薬の薬価収載の経緯

### ○抗インフルエンザ薬の薬価収載の経緯

- ・平成13年(2001年)2月  
タミフルカプセル75(オセルタミビルリン酸塩)、リレンザ(ザナミビル水和物)
- ・平成14年(2002年)4月  
タミフルドライシロップ3%(オセルタミビルリン酸塩)
- ・平成22年(2010年)1月  
ラピアクタ点滴用バイアル150mg、同バッグ300mg(ペラミビル水和物)
- ・平成22年(2010年)10月  
イナビル吸入粉末剤20mg(ラニナビルオクタン酸エステル水和物)
- ・平成30年(2018年)3月  
ゾフルーザ錠10mg、同20mg(バロキサビルマルボキシシル)

注1) 上記の医薬品は全て、薬効大分類が62化学療法剤、薬効中分類が625抗ウイルス剤となっている。

注2) ラピアクタ点滴用バイアル150mg、同バッグ300mgは、保険薬局でほとんど調剤されていない。

注3) 後発医薬品は記載していない。

## 集計対象、集計方法などについて

### (1) 集計対象

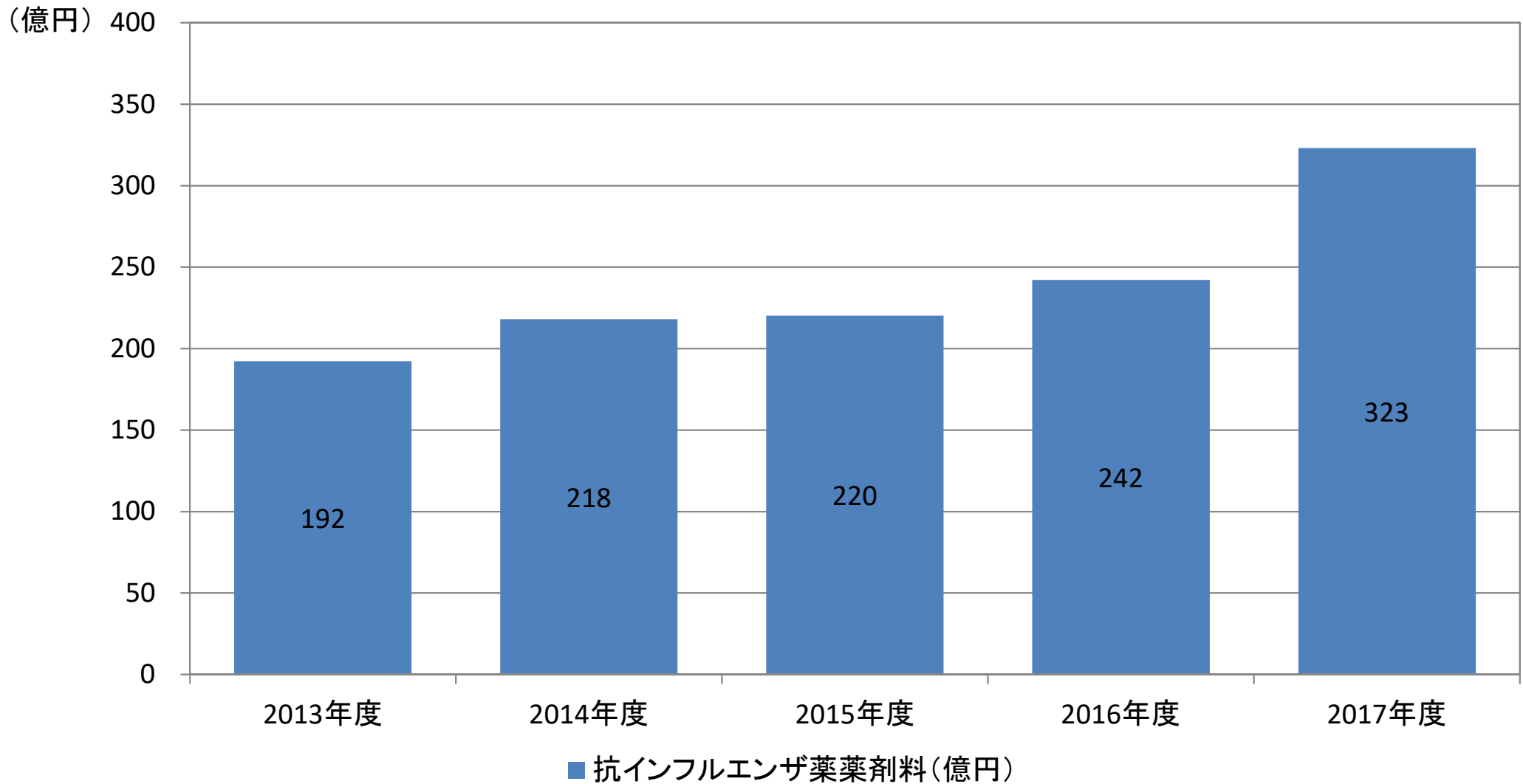
2013年4月～2018年3月調剤分(2013年5月～2018年4月審査分)の調剤レセプト  
2013年4月～2018年3月のIDWR速報データ(国立感染症研究所)

### (2) 集計方法

- ① 調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から抗インフルエンザ薬剤料を算出した。
- ② 薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量で抗インフルエンザ薬薬剤料を除し、平均薬価を算出した。
- ③ 都道府県別、年齢階級別に、抗インフルエンザ薬薬剤料、処方箋1枚当たり抗インフルエンザ薬薬剤料、全薬剤料に占める抗インフルエンザ薬薬剤料を算出した。

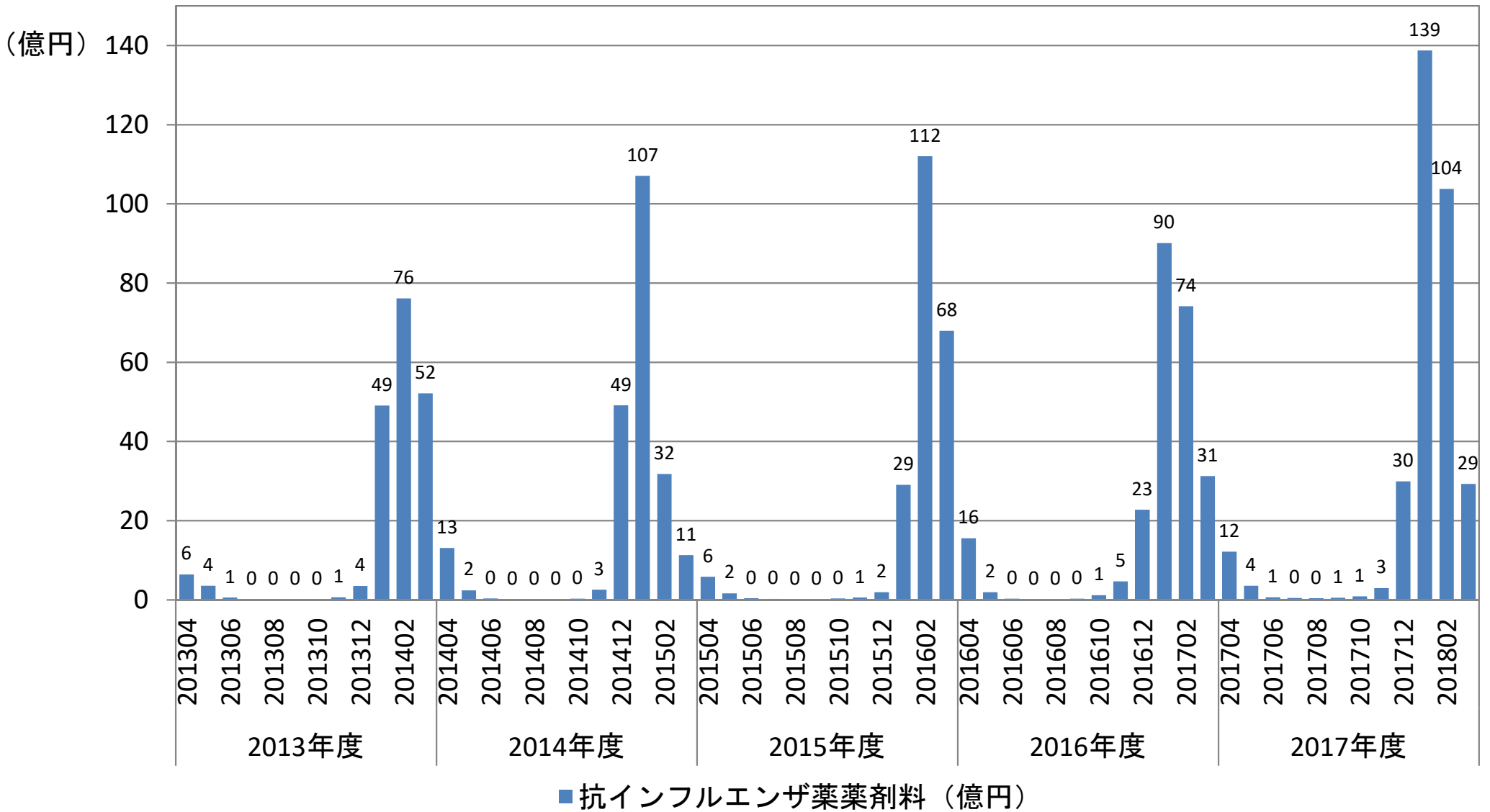
## 抗インフルエンザ薬の薬剤料の推移（各年度）

○ 抗インフルエンザ薬の薬剤料は毎年徐々に増加しているが、2017年度は特に伸びが大きい。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

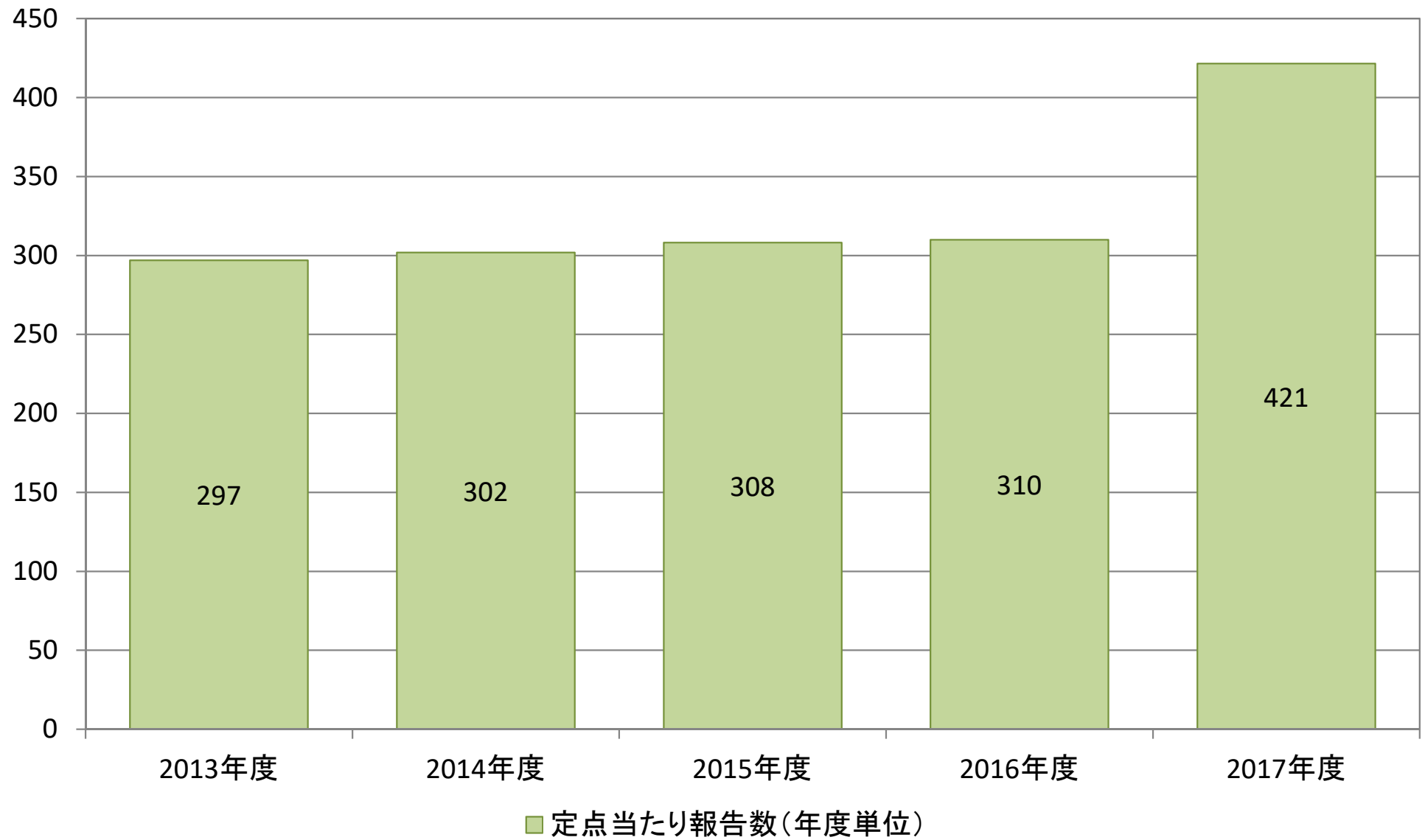
# 抗インフルエンザ薬の薬剤料の推移（各月）



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

# インフルエンザ定点当たり報告数（各年度）

(件)

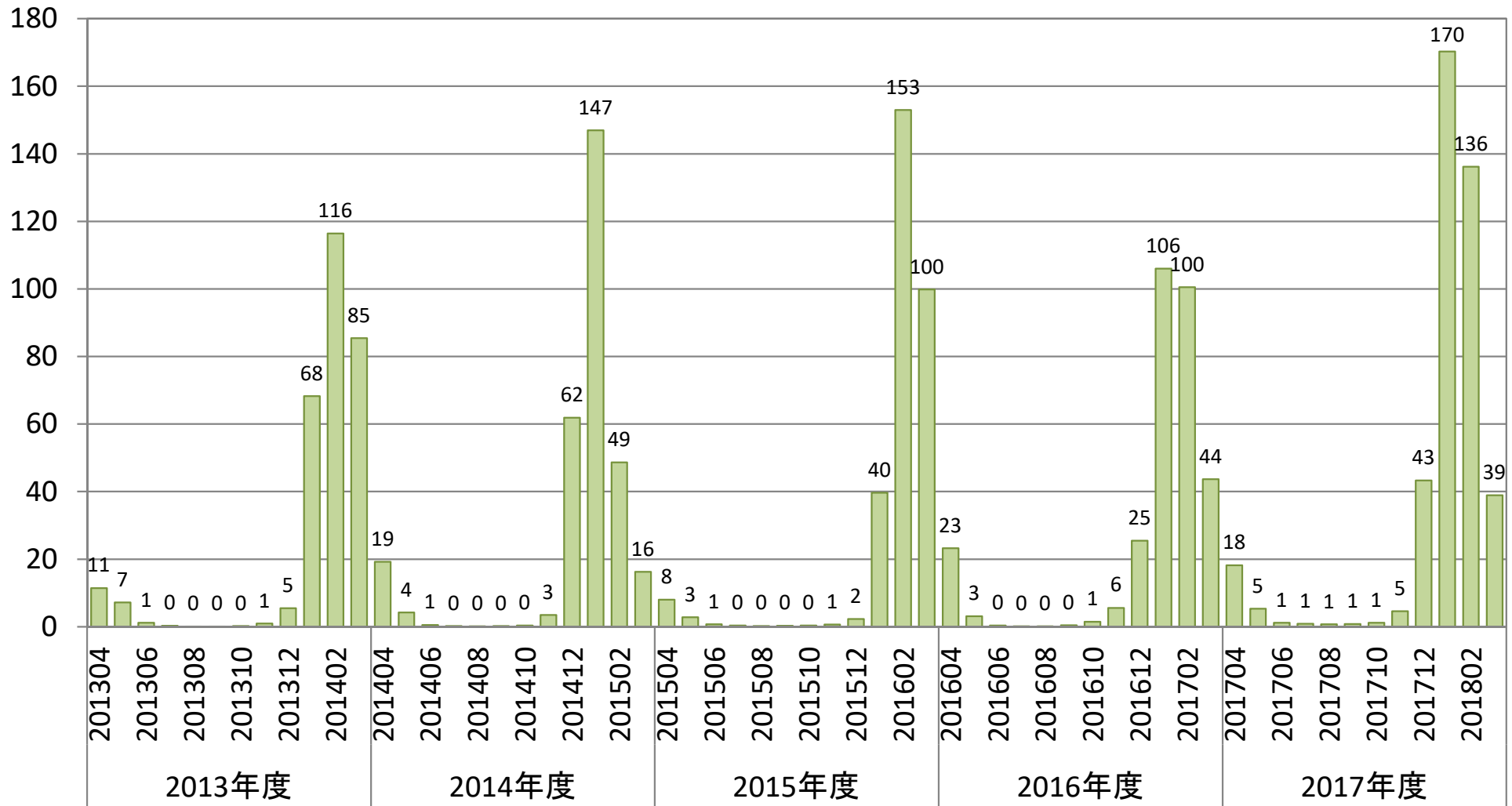


注)「定点当たり報告数(年度単位)」とは IDWR速報データ(国立感染症研究所)における週毎のインフルエンザの定点当たり報告数を、保険局調査課にて年度単位に集計したものである。

# インフルエンザ定点当たり報告数（各月）

○ 2013年度から2017年度のインフルエンザの定点当たり報告数を見ると、2013年度、2015年度は2月にピークを迎え、2014年度、2016年度、2017年度は1月にピークを迎えている。

(件)

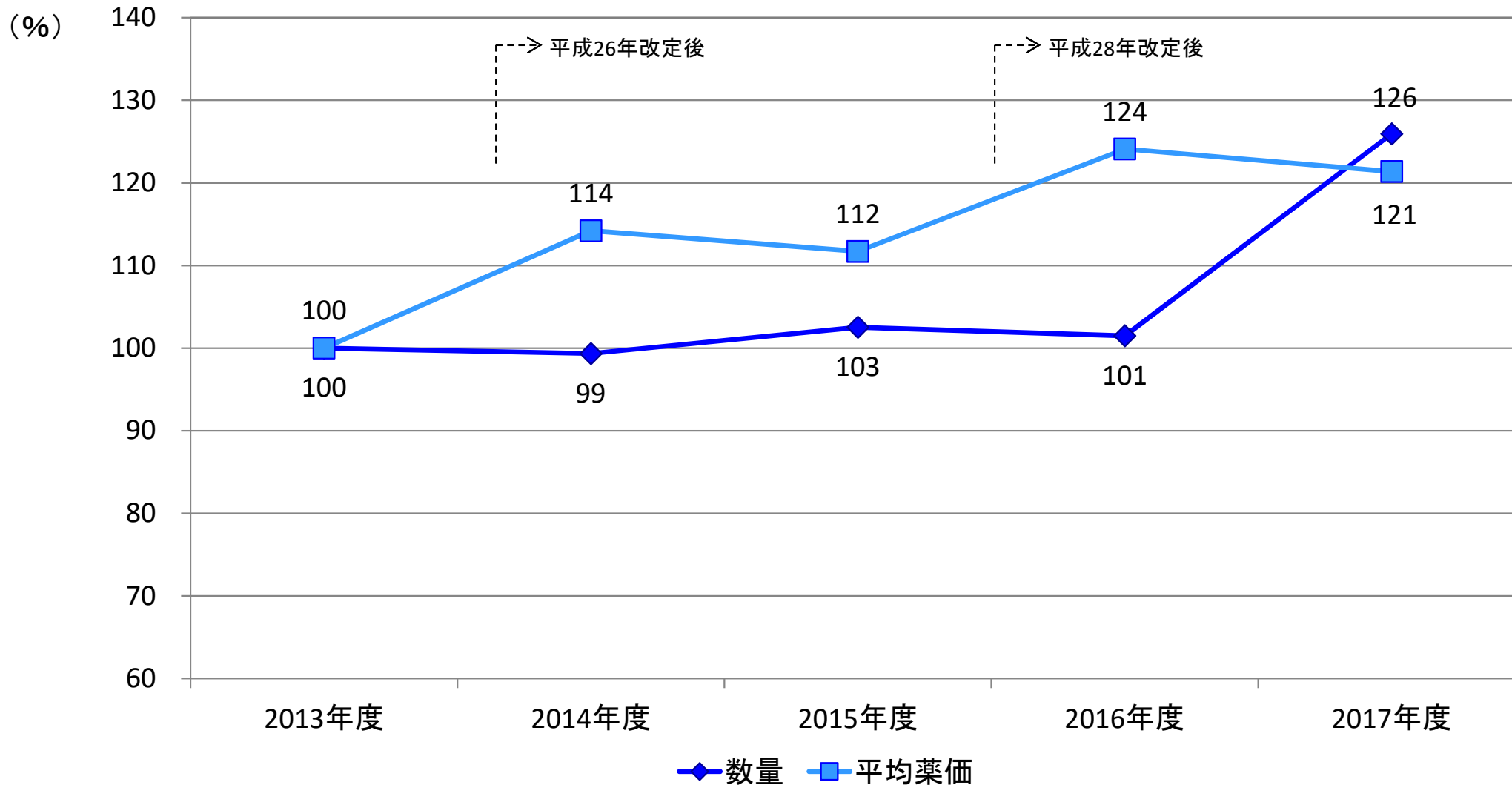


■ 定点当たり報告数(月単位)

注)「定点当たり報告数(月単位)」とは IDWR速報データ(国立感染症研究所)における週毎のインフルエンザの定点当たり報告数を、保険局調査課にて月単位に集計したものである。

## 抗インフルエンザ薬の数量と平均薬価の推移（各年度）

○ 数量はおおむね横ばいで推移していたが、2017年度に急激に上昇に転じた。平均薬価は、年度によって上下するものの、おおむね上昇傾向となっている。



注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

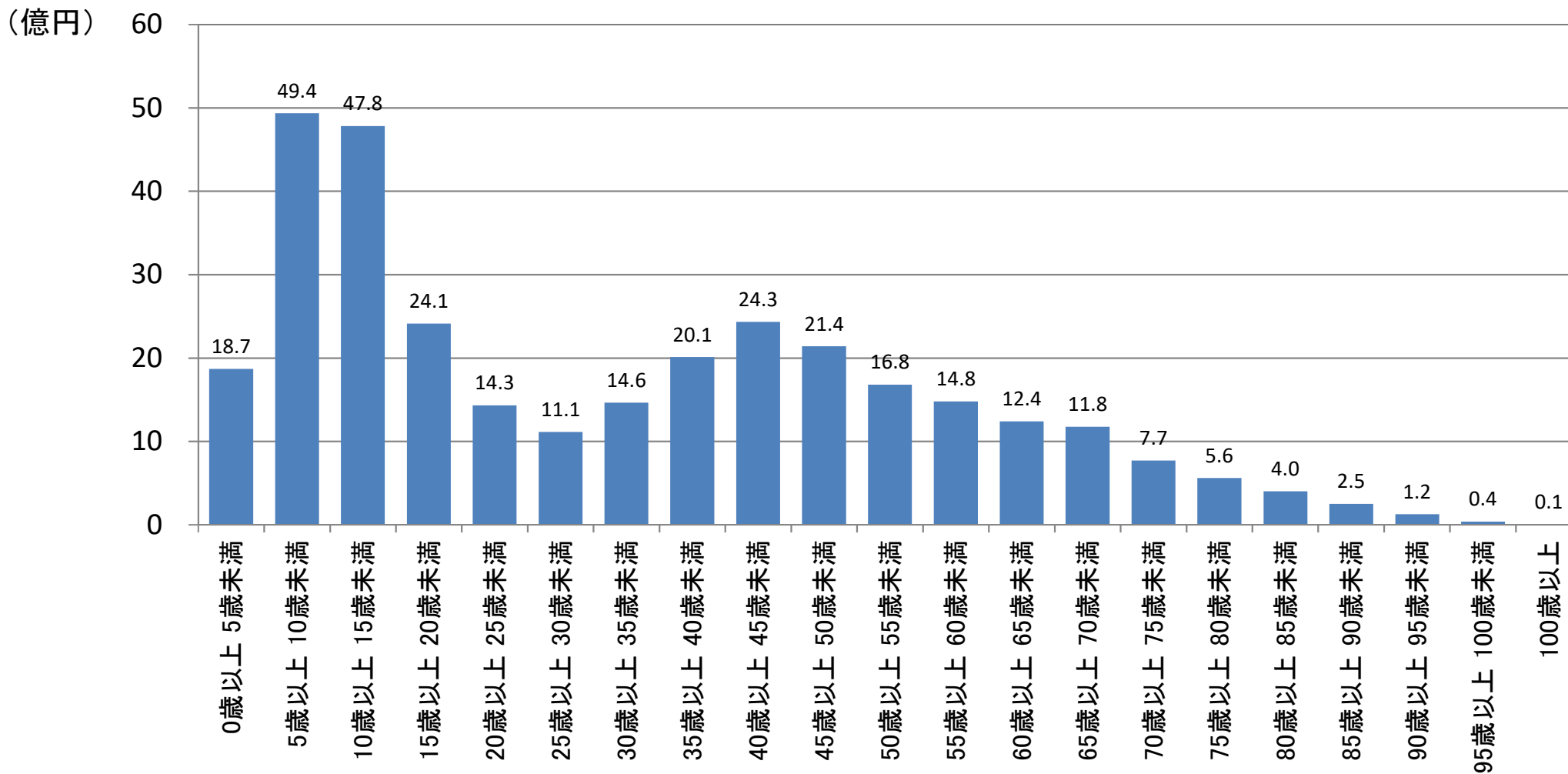
注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。



# 年齢階級別 抗インフルエンザ薬薬剤料（2017年度）

○ 年齢階級別に2017年度の抗インフルエンザ薬薬剤料を見ると、5歳以上15歳未満は50億円弱と他の年齢階級と比べて特に高い。



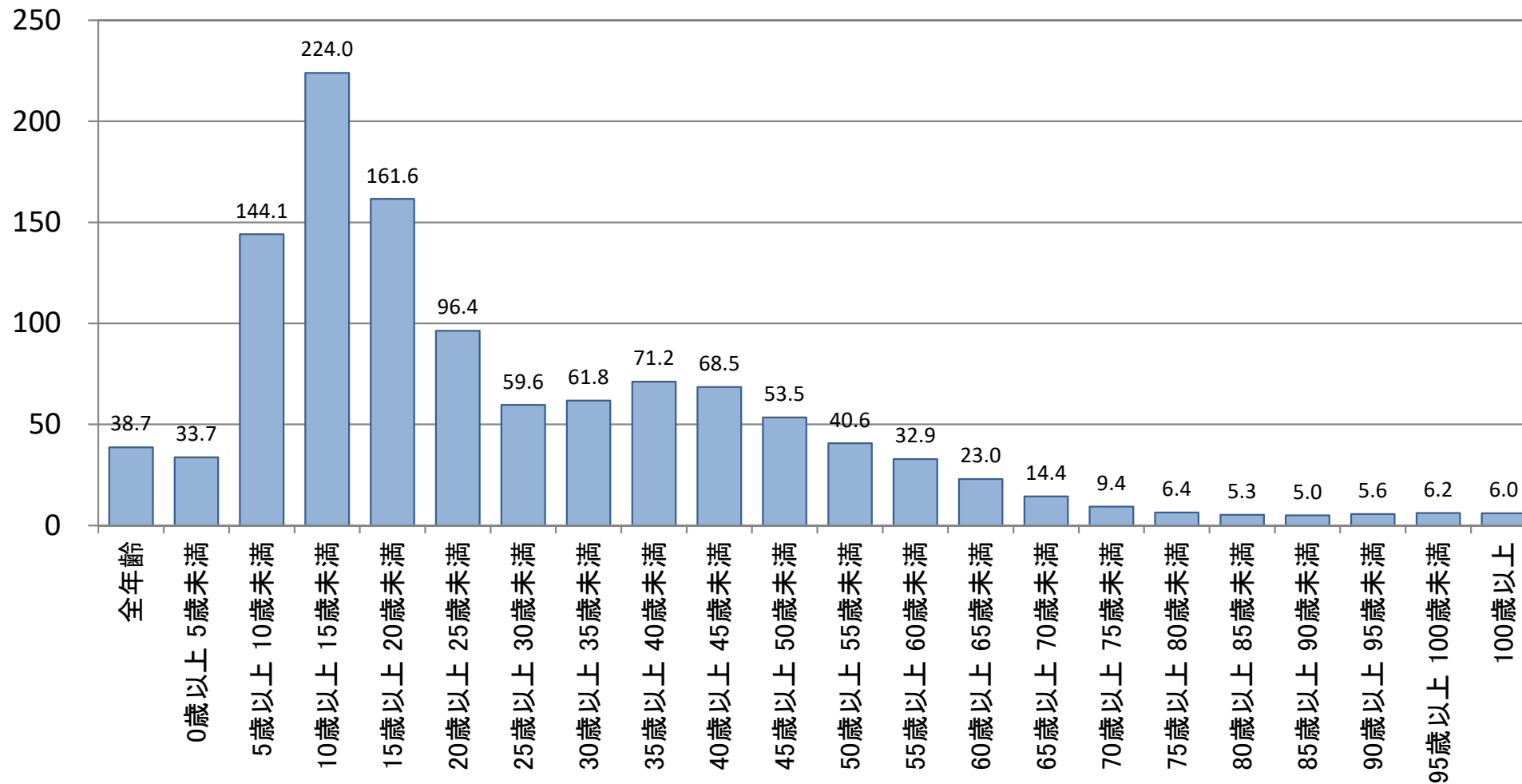
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

## 年齢階級別処方箋1枚当たり 抗インフルエンザ薬薬剤料（2017年度）

○ 年齢階級別に2017年度の処方箋1枚当たり抗インフルエンザ薬薬剤料を見ると、5歳以上20歳未満で年齢階級と比べて高い。

(円)



注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

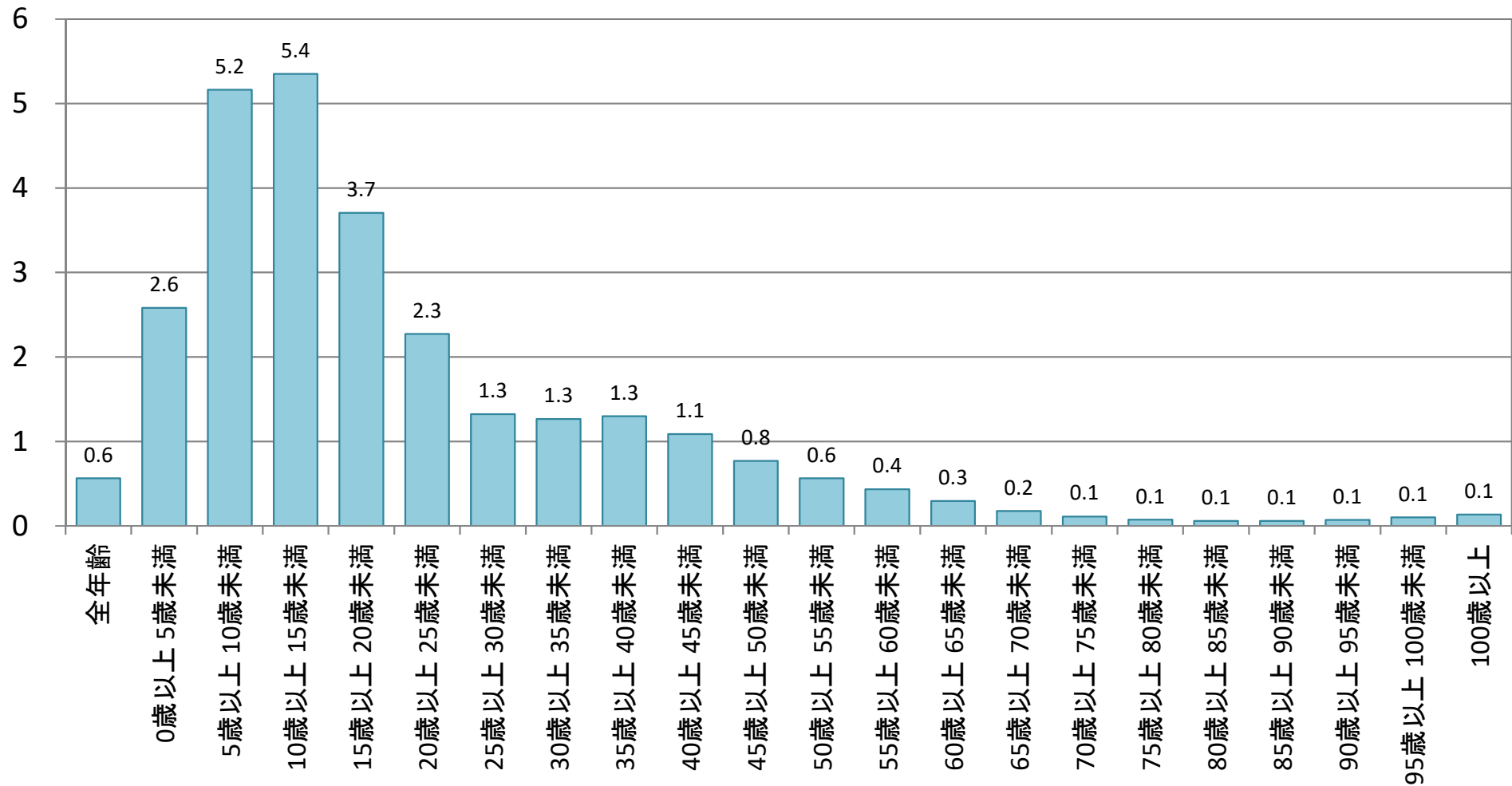
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗インフルエンザ薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含まれていることに注意が必要である。

## 年齢階級別全薬剤料に占める 抗インフルエンザ薬薬剤料の割合（2017年度）

○ 年齢階級別に2017年度の全薬剤料に占める抗インフルエンザ薬薬剤料の割合を見ると、5歳以上15歳未満では5%と他の年齢階級と比べて特に高いが、年齢階級が高くなるにつれて小さくなる。

(%)



注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 全薬剤料に対する割合は、抗インフルエンザ薬以外の医薬品の薬剤料によって変動することに留意が必要である。

## 年齢階級別抗インフルエンザ薬薬剤料（各年度）

○ 年齢階級別に2013年度から2017年度の抗インフルエンザ薬薬剤料を見ると、全体的に上昇傾向であるが2015年度は10歳以上35歳未満、70歳以上で対前年同期比がマイナスとなっている。

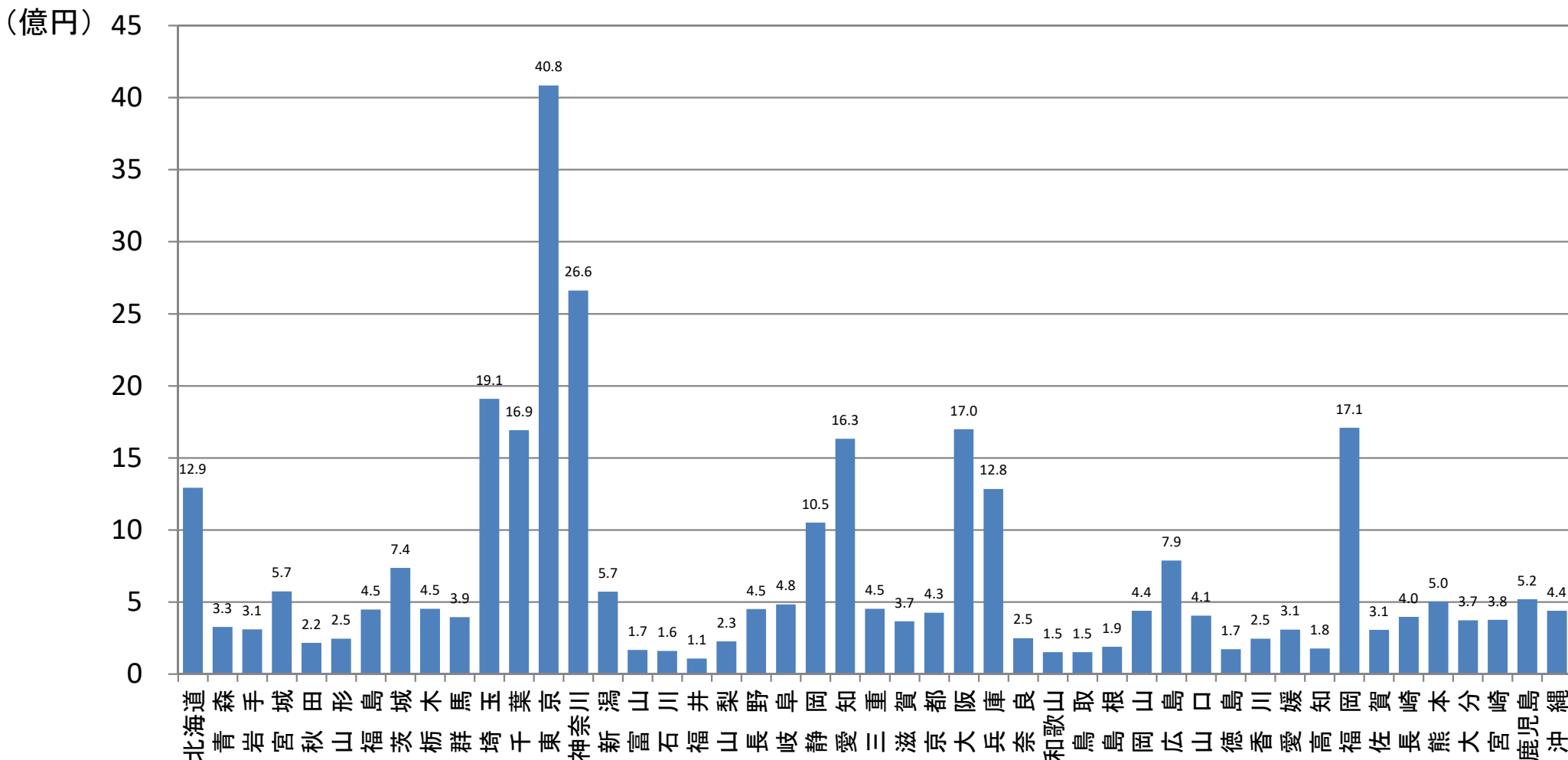
	抗インフルエンザ薬薬剤料(億円)					対前年同期比(%)			
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
全年齢	192.2	218.1	220.1	242.1	323.1	13	1	10	33
0歳以上 5歳未満	13.4	12.5	14.7	13.8	18.7	▲ 7	18	▲ 6	35
5歳以上 10歳未満	38.1	32.6	41.5	31.3	49.4	▲ 15	27	▲ 24	57
10歳以上 15歳未満	33.5	36.6	34.4	36.0	47.8	9	▲ 6	5	33
15歳以上 20歳未満	10.6	14.8	13.2	22.0	24.1	39	▲ 10	67	10
20歳以上 25歳未満	6.4	10.1	7.7	13.0	14.3	57	▲ 24	69	10
25歳以上 30歳未満	9.0	11.2	8.8	10.9	11.1	25	▲ 21	24	2
30歳以上 35歳未満	12.1	13.1	12.8	13.8	14.6	8	▲ 2	8	6
35歳以上 40歳未満	15.1	16.1	16.9	15.6	20.1	7	5	▲ 8	29
40歳以上 45歳未満	14.6	16.5	18.0	17.4	24.3	13	9	▲ 3	40
45歳以上 50歳未満	10.1	12.1	13.0	14.6	21.4	20	8	12	46
50歳以上 55歳未満	7.6	9.7	9.8	11.9	16.8	27	1	21	42
55歳以上 60歳未満	6.3	7.5	8.1	10.0	14.8	19	8	23	48
60歳以上 65歳未満	5.6	6.6	6.9	8.3	12.4	17	5	20	50
65歳以上 70歳未満	3.7	5.7	5.9	8.1	11.8	54	4	37	45
70歳以上 75歳未満	2.4	4.3	3.3	5.1	7.7	77	▲ 25	56	50
75歳以上 80歳未満	1.6	3.2	2.3	4.0	5.6	99	▲ 31	79	39
80歳以上 85歳未満	1.0	2.5	1.5	2.9	4.0	142	▲ 39	89	40
85歳以上 90歳未満	0.6	1.7	0.8	1.9	2.5	195	▲ 51	122	33
90歳以上 95歳未満	0.3	0.9	0.4	1.0	1.2	244	▲ 59	166	24
95歳以上 100歳未満	0.1	0.3	0.1	0.3	0.4	265	▲ 62	185	21
100歳以上	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	256	▲ 63	165	8

注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

# 都道府県別 抗インフルエンザ薬薬剤料（2017年度）

○ 都道府県別に2017年度の抗インフルエンザ薬薬剤料を見ると、南関東の1都3県で薬剤料が大きい。その他に、北海道、愛知県、大阪府、福岡県等で薬剤料が大きい。



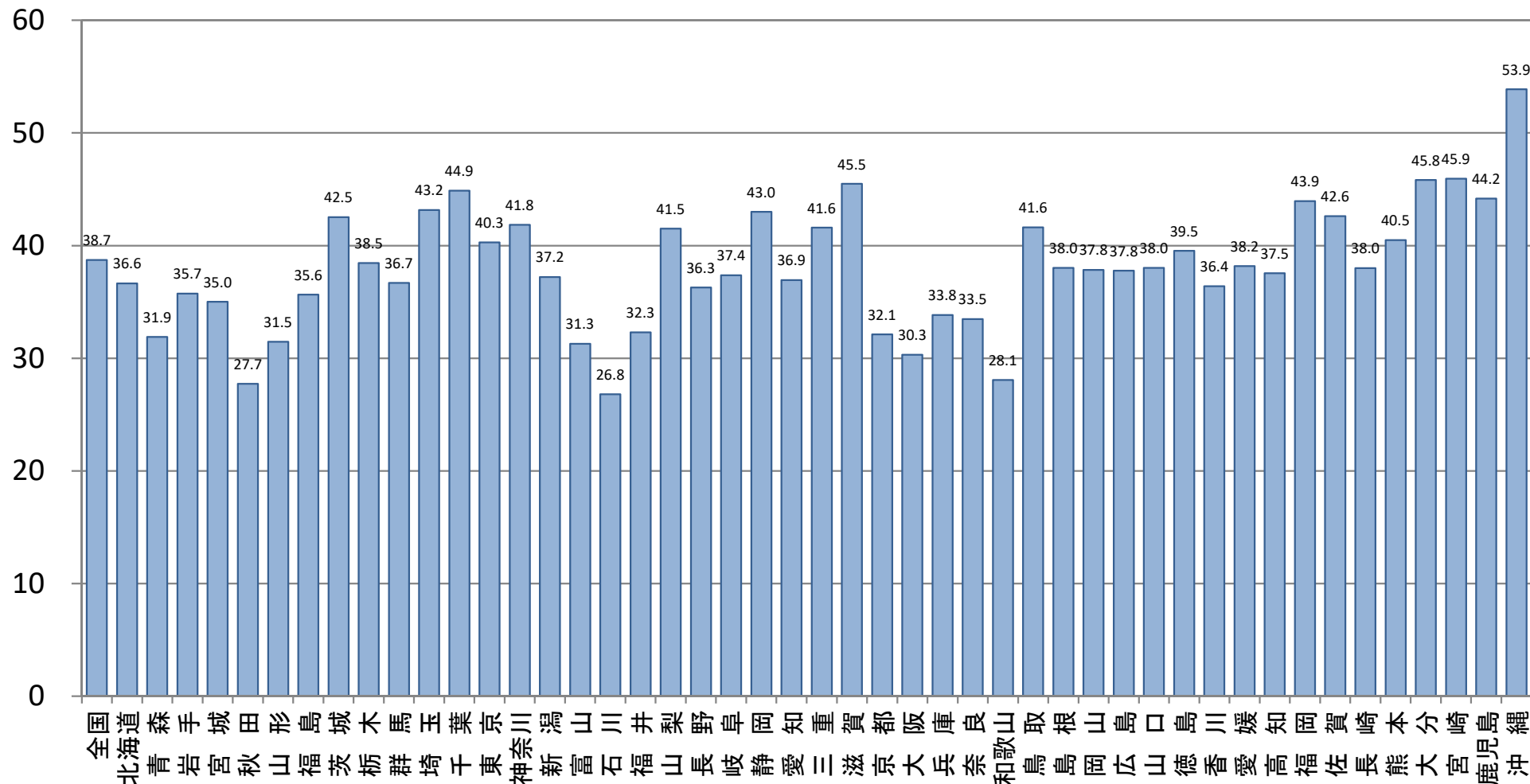
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

# 都道府県別処方箋1枚当たり 抗インフルエンザ薬薬剤料（2017年度）

○ 都道府県別に2017年度の処方箋1枚当たり抗インフルエンザ薬薬剤料を見ると、千葉県、滋賀県、福岡県、大分県、宮崎県、沖縄県等で大きい。

(円)



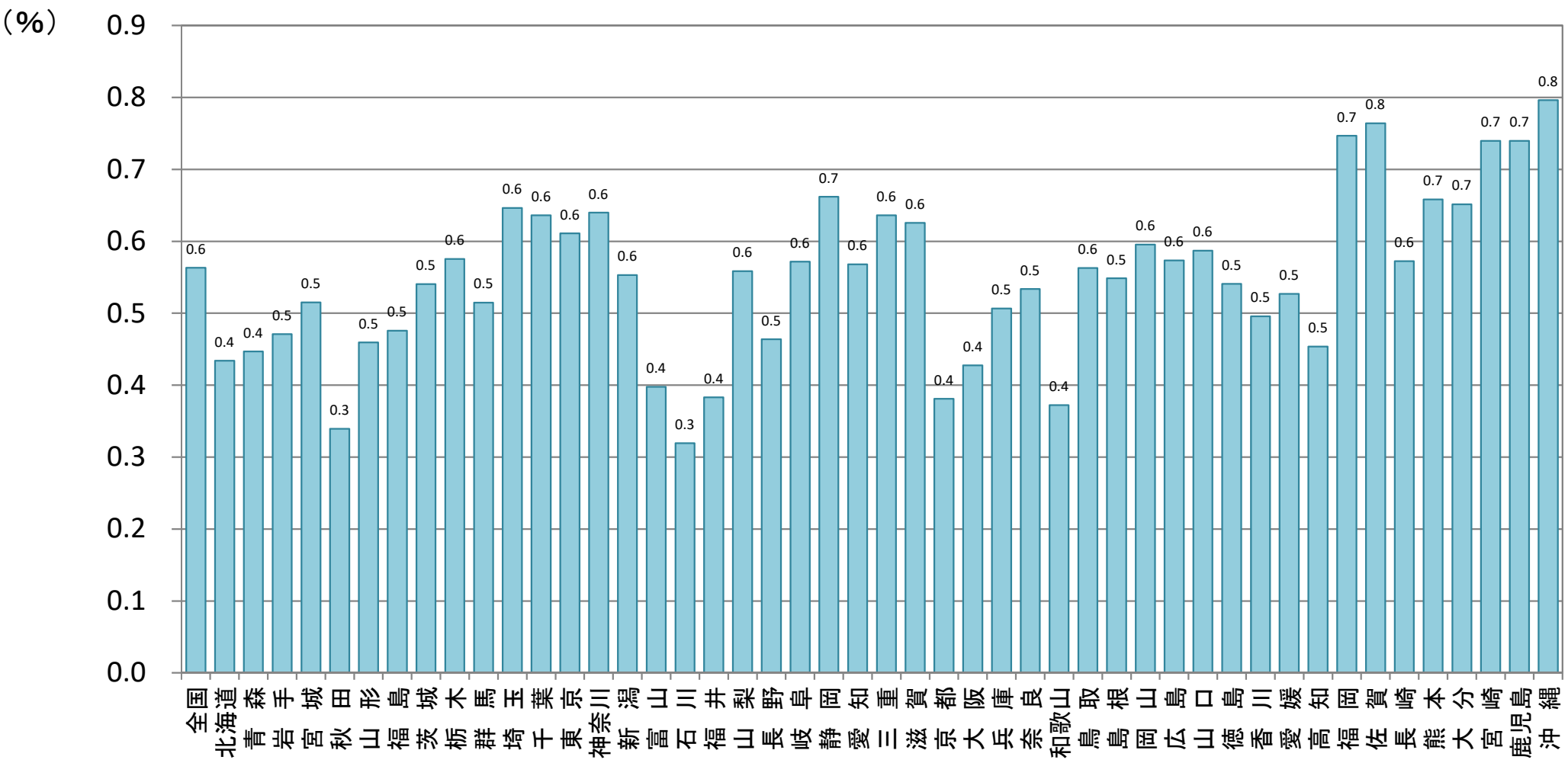
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗インフルエンザ薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

# 都道府県別全薬剤料に対する 抗インフルエンザ薬薬剤料の割合（2017年度）

○ 年齢階級別に2017年度の全薬剤料に占める抗インフルエンザ薬薬剤料の割合を見ると、福岡県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県が高い。



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。  
 注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。  
 注3) 全薬剤料に対する割合は、抗インフルエンザ薬以外の医薬品の薬剤料によって変動することに留意が必要である。

# 都道府県別抗インフルエンザ薬剤料（各年度）

	抗インフルエンザ薬剤料(億円)					対前年同期比(%)			
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
全国	192.2	218.1	220.1	242.1	323.1	13	1	10	33
北海道	9.9	9.0	11.1	9.3	12.9	▲10	24	▲16	39
青森	2.5	2.3	1.7	2.3	3.3	▲6	▲25	35	39
岩手	1.8	2.5	1.8	2.2	3.1	35	▲28	21	44
宮城	3.5	4.0	3.4	4.7	5.7	14	▲17	40	22
秋田	1.3	1.7	1.4	1.8	2.2	30	▲18	32	18
山形	1.6	2.0	1.7	1.9	2.5	25	▲12	12	26
福島	2.7	3.4	2.6	3.4	4.5	28	▲23	30	30
茨城	4.4	4.8	5.0	5.4	7.4	8	5	8	35
栃木	2.7	2.8	2.9	3.7	4.5	3	2	27	24
群馬	2.4	2.6	2.6	3.0	3.9	7	2	14	31
埼玉	11.6	12.1	12.1	15.0	19.1	4	0	23	28
千葉	9.8	10.9	10.9	12.8	16.9	10	0	17	33
東京	24.9	25.1	25.7	31.8	40.8	1	2	24	29
神奈川	17.0	17.0	17.3	20.7	26.6	▲0	2	20	29
新潟	3.6	4.2	4.5	4.2	5.7	16	8	▲6	35
富山	1.1	1.2	1.3	1.5	1.7	14	7	16	11
石川	1.1	1.3	1.3	1.6	1.6	20	3	22	▲1
福井	0.7	0.8	0.7	1.0	1.1	9	▲3	39	5
山梨	1.1	1.5	1.7	1.6	2.3	42	10	▲5	42
長野	2.9	3.3	3.4	3.7	4.5	14	3	10	22
岐阜	3.3	3.2	4.5	4.1	4.8	▲3	40	▲9	18
静岡	5.7	7.1	6.9	7.4	10.5	23	▲2	7	41
愛知	9.6	11.3	14.0	13.1	16.3	17	24	▲6	24
三重	2.8	2.7	3.0	3.1	4.5	▲2	12	2	48
滋賀	2.2	2.2	2.3	2.4	3.7	▲0	3	4	53
京都	2.5	2.6	2.9	2.9	4.3	4	12	1	46
大阪	10.3	11.6	13.5	12.5	17.0	13	16	▲8	36
兵庫	7.5	9.0	9.8	9.1	12.8	19	9	▲7	41
奈良	1.4	1.7	1.8	1.7	2.5	21	8	▲6	45
和歌山	0.6	0.9	1.0	0.9	1.5	34	12	▲10	75
鳥取	0.7	1.0	0.9	0.8	1.5	35	▲10	▲3	81
島根	1.0	1.2	1.1	1.2	1.9	27	▲15	18	52
岡山	2.3	3.4	3.2	3.3	4.4	50	▲7	6	31
広島	3.4	6.1	6.3	6.3	7.9	81	3	▲0	25
山口	2.0	2.8	2.6	2.8	4.1	40	▲8	8	43
徳島	0.9	1.3	1.1	1.3	1.7	35	▲16	20	35
香川	1.1	1.9	1.9	1.8	2.5	71	▲2	▲5	39
愛媛	1.5	2.1	2.1	2.3	3.1	39	▲0	10	32
高知	0.8	1.3	1.1	1.3	1.8	53	▲14	20	35
福岡	9.6	11.1	10.5	12.2	17.1	15	▲5	16	40
佐賀	1.8	2.2	1.8	2.3	3.1	22	▲19	28	34
長崎	2.3	2.9	2.4	2.6	4.0	28	▲18	8	54
熊本	3.0	3.8	2.6	3.3	5.0	28	▲31	28	51
大分	2.3	2.6	1.9	2.5	3.7	14	▲28	32	50
宮崎	2.2	3.1	1.9	2.7	3.8	43	▲37	39	38
鹿児島	2.4	3.8	3.3	3.6	5.2	59	▲13	11	43
沖縄	2.4	3.0	2.8	3.0	4.4	27	▲7	6	48

注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した抗薬剤料である。



**(参考) 分析事例：インフルエンザの流行期における1定点報告当たり  
抗インフルエンザ薬薬剤料の推移（各年度1～3月）**

本資料を用いた分析事例を下記に示す。

- ① 例えば、主なインフルエンザの流行期である毎年度1～3月を調査対象とする。
- ② IDWR速報データ(国立感染症研究所)における週毎のインフルエンザの定点当たり報告数を集計し、毎年度1～3月の値を合算する。
- ③ 毎年度1～3月の抗インフルエンザ薬薬剤料(億円)を合算する。
- ④ ③÷②をすることにより、流行期における1定点報告当たり抗インフルエンザ薬薬剤料が算出される。この値を用いて5年度の平均値を算出すると、約0.7億円と算出される。
- ⑤ ②、③、④について、各年度の値を2013年度の値で除すことにより、2013年度を基準とした各年度の値が算出される。

	各年度の1月～3月	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	5年度平均
実数	定点報告数	270	212	292	250	345	274
	抗インフルエンザ薬薬剤料(億円)	177	150	209	195	272	201
	1定点報告当たり 抗インフルエンザ薬薬剤料(億円)	0.66	0.71	0.71	0.78	0.79	0.73
2013年度 基準	定点報告数	100	78	108	93	128	—
	抗インフルエンザ薬薬剤料(億円)	100	85	118	110	153	—
	1定点報告当たり 抗インフルエンザ薬薬剤料(億円)	100	108	109	119	120	—

本分析に関する詳細データのURL:

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/database/zenpan/xls/cyouzai\\_doukou\\_topics\\_h30\\_11.xls](https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_h30_11.xls)

### 【詳細データの内容】

詳細表Ⅰ 抗インフルエンザ薬薬剤料等の基本情報

詳細表Ⅱ-1 都道府県別抗インフルエンザ薬薬剤料及び対前年同期比

詳細表Ⅱ-2 都道府県別抗インフルエンザ薬薬剤料、薬効中分類625抗ウイルス薬薬剤料、全薬薬剤料

詳細表Ⅲ-1 年齢階級抗インフルエンザ薬薬剤料及び対前年同期比

詳細表Ⅲ-2 年齢階級別抗インフルエンザ薬薬剤料、薬効中分類625抗ウイルス薬薬剤料、全薬薬剤料